

台風・大雨・大雪等の場合の登校について

◎以下の①～⑤のいずれかに該当する場合、警報等発表時の対応に従うこと。

- ① 多摩南部地区（稲城市，多摩市，町田市，八王子市，日野市）のいずれかの市に，大雨特別警報，大雪特別警報，暴風特別警報，暴風雪特別警報のいずれかの特別警報が発表されている。
- ② 稲城市に，暴風警報と大雨警報が同時に発表されている。
- ③ 稲城市に，大雪警報，暴風雪警報のいずれかが発表されている。
- ④ 稲城市に，土砂災害警戒情報が発表されている。
- ⑤ 京王線・京王相模原線の運休の情報が発表されている。

○警報等発表時の対応

- ア 午前6時30分または自宅を出る時点で，上記①～⑤のいずれかに該当する場合
⇒ 自宅待機し，警報等が解除されるのを待つ。（登校しない）
- イ 午前8時までに，上記①～④の特別警報・警報・警戒情報及び⑤の運休が解除された場合
⇒ 第3時限に間に合うように登校する。尚，当日が短縮時程の場合，その時程に拠る。
- ウ 午前11時までに，上記①～④の特別警報・警報・警戒情報及び⑤の運休が解除された場合
⇒ 第5時限に間に合うように登校する。尚，当日が短縮時程の場合，その時程に拠る。

○鉄道会社による計画運休が発表されている場合の対応

- I 午前6時30分まで運休が予告されている場合 ⇒ 通常通り
・午前6時30分の時点で，運休が続いている場合は警報等発表時の対応ア～ウに従う。
- II 午前8時まで運休が予告されている場合
⇒ 第3時限に間に合うように登校する。尚，当日が短縮時程の場合，その時程に拠る。
・午前8時の時点で，運休が続いている場合は警報等発表時の対応イ～ウに従う。
- III 午前11時まで運休が予告されている場合
⇒ 第5時限に間に合うように登校する。尚，当日が短縮時程の場合，その時程に拠る。
・午前11時の時点で，運休が続いている場合は警報等発表時の対応ウに従う。
- IV 午前11時以降のいずれかの時刻まで運休が予告されている場合
⇒ 運休該当日は休校とする。

【注意事項】

- ・登校する際には，安全に十分留意し，無理をしないこと。
- ・上記①～⑤のいずれにも該当しないが，自宅のある地域が上記①～⑤のいずれかと同様の状況になっている場合，その他危険な状況（落雷，豪雨，暴風等）などによるやむを得ない事情がある場合は，本人の申し出により出席扱いとし，遅刻や欠席としない。鉄道の遅延・間引き運転により規定通りに行動できない場合も同様とする。
- ・警報等の確認には，従前どおり，テレビやラジオの天気予報及びニュース，インターネットの気象情報，気象庁の気象情報（電話番号0422-177）等を利用すること。